



金 沢 市 公 報

第 2 6 9 4 号 の 2

平成23年(2011年)6月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
市道の区域の変更について (道路管理課)	3
道路の供用の開始について (")	3
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	4
土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課)	4
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	4
選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について (消防総務課)	6
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	6
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	7
公営企業公告	
下水道排水設備工事業者の指定の取り消しについて (企業総務課)	9

告 示

●金沢市告示第180号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場

- 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 2 保管した自転車等の台数
 自転車 89台
 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成23年5月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成23年6月13日から同年9月12日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第181号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	32台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	11台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
大野町4丁目地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
弥生1丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
古府1丁目地内	自 転 車	1台
駅西新町2丁目地内	自 転 車	2台
駅西本町1丁目地内	自 転 車	1台
東山3丁目地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
石引2丁目地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	2台
元町2丁目地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	6台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	4台
武蔵町地内	自 転 車	2台
八田町地内	自 転 車	1台
三馬3丁目地内	自 転 車	1台

十一屋町地内	自 転 車	1台
畝田西1丁目地内	自 転 車	2台
畝田西2丁目地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	2台
千木町地内	自 転 車	3台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	2台
北安江2丁目地内	自 転 車	2台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成23年5月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成23年6月13日から同年12月12日まで
- (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年6月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成23年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線12号 北間・中橋線	北間町 180番3先から 須崎町 甲 16番 先まで	旧	13.0~15.3	570.0
			新	23.0~40.0	570.0
1級幹線	1級幹線86号 観法寺・堅田線	岩出町 35番1先から 岩出町 70番 1先まで	旧	3.0	130.5
			新	6.3~10.9	130.5
一般市道	富 樫 16号 窪3丁目線 8号	窪 3 丁目 315番 3先から 窪 3 丁目 315番 4先まで	旧	4.7~4.8	23.6
			新	5.3~5.4	23.6

●金沢市告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年6月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成23年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
1級幹線86号 観法寺・堅田線	岩出町 35番1先から 岩出町 70番 1先まで	平成23年6月13日
7連区線55号	鳴和町 イ 10番 8先から 鳴和町 又 119番 2先まで	〃
富 樫 16号 窪3丁目線 8号	窪 3 丁目 315番 3先から 窪 3 丁目 315番 4先まで	〃

小坂46号	高柳	町	二字	79番	1先から	平成23年6月15日
高柳町線30号	高柳	町	一字	58番	1先まで	
小坂46号	高柳	町	一字	68番	1先から	"
高柳町線31号	高柳	町	一字	44番	1先まで	

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成23年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
11	北陸総合ビル管理 株式会社	金沢市新保本4丁目26番地1	平成23年6月1日
7	北研エンジニアリング 株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成23年6月2日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市三池高柳土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
中村 與志夫	金沢市高柳町5番地	平成23年4月23日

金沢市田上第五土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
上田 章	金沢市田上町11番地1	平成23年5月20日
徳田 隆	金沢市田上町14番地2	"

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成23年6月13日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	路線名	区 間		延長(m)	幅員(m)
			起 点	終 点		
第2号	平成23年5月24日	3・3・3 福久福増線 (海側)	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 2街区1番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 1街区10番先	322.0	13.5
第2号	平成23年5月24日	3・4・5 諸江向粟崎 線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 1街区10番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 20街区3番先	693.1	23.0

第2号	平成23年 5月24日	3・5・52 直江大河端 線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 5街区1 - 1番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 7街区1番先	198.3	13.0
第2号	平成23年 5月24日	8 - 1号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 13街区1番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 12街区4番先	45.8	8.5
第2号	平成23年 5月24日	8 - 1号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 15街区1番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 14街区1番先	45.8	8.5
第2号	平成23年 5月24日	6 - 1号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 1街区10番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 7街区1番先	211.5	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 2号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 7街区18番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 1街区1番先	106.5	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 3号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 2街区14番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 3 - 1街区6 - 2番先	129.3	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 4号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 3 - 2街区1番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 4街区4番先	75.0	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 5号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 5街区3番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 4街区4番先	91.1	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 6号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 8街区9番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 8街区1番先	86.5	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 7号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 8街区1番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 11街区7番先	264.3	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 8号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 13街区6番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 11街区7番先	127.2	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 10号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 13街区6番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 13街区1番先	55.5	6.0
第2号	平成23年 5月24日	6 - 11号線	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 14街区7番先	金沢市副都心北部大河端土 地区画整理事業施行地区内 14街区1番先	87.1	6.0

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,247人です。

平成23年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,768人です。

平成23年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第73号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,768人です。

平成23年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第74号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,247人です。

平成23年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第75号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、60,384人です。

平成23年6月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

消 防 局 公 告

金沢市消防団連合検閲を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成23年6月13日

金沢市消防長 山 田 弘

場 所 金沢市営陸上競技場～泉が丘～城南通り～寺町1丁目交差点～不老坂～犀川左岸

日 時 平成23年7月3日(日) 午前9時30分から午前10時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第16号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年6月13日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成23年2月1日から同年4月30日までの原料の平均価格等

(1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 53,560円

(2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 72,370円

(3) 1トン当たり平均原料価格 55,670円

2 原料価格変動額 8,000円

算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）- 55,670円（1トン当たり平均原料価格）= 8,000円（100円未

満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 8,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から6.56円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

4 平成23年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	220円19銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	218円19銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	205円69銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	203円86銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	198円86銭

●金沢市公営企業告示第17号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年6月13日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成23年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 72,370円

(2) 原料価格変動額 15,600円

算式 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 72,370円 (1トン当たり平均原料価格) = 15,600円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 15,600円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から31.83円を減算した額になります (小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成23年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	389円47銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	380円37銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成23年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 72,370円

- (2) 原料価格変動額 15,600円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 72,370円(1トン当たり平均原料価格) = 15,600円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 15,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から31.83円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	389円55銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	380円45銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格
1トン当たり 72,370円
- (2) 原料価格変動額 15,600円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 72,370円(1トン当たり平均原料価格) = 15,600円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 15,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から31.83円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	368円32銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	359円22銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成23年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格
1トン当たり 72,370円
- (2) 原料価格変動額 15,600円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 72,370円(1トン当たり平均原料価格) = 15,600円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 15,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から31.83円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	411円93銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	402円83銭

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成23年6月13日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所在地	取消年月日
480	ヒロセ工業	白山市美川中町イ16番地38	平成23年5月18日

平成23年(2011年)6月13日 印刷
平成23年(2011年)6月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄